フォトロングリーン調達基準書

第一版（2005 年 7 月）

第二版（2009 年 3 月）

株式会社フォトロン

＜改訂履歴＞

制定日	版数	頁	項目	内容	承認	審査	作成
2005/7/1	第1版	―	―	初版作成	島村	菅野	菅野
2009/3/1	第2版		全体	全面改定	島村	菅野	菅野
2010/11/1	第 2.1 版	3 9	第一章　2 表1	ｸﾞﾘｰﾝ購入を追加 使用禁止物質ﾘｽﾄ中の鉛化合物を修正	菅野	菅野	菅野

目次

第一章　フォトロン環境方針

1．はじめに

　フォトロンは、2005年に本「フォトロングリーン調達基準書」（以下「本基準書」）を定め、環境に配慮した製品づくりに取り組んで参りました。これまでのお取引先皆様のご協力に対し深く感謝申し上げます。
　さて、その後の地球環境は温暖化問題を始め、グローバル化の加速により、きわめて急速で劇的な局面を迎えており、ますます環境問題が全世界の大きな課題となってきております。RoHS、REACH等の環境規制は、内容の見直しとともに現実的な効力を強めてきております。そんな中、フォトロンでは、2008年12月から環境経営プログラムを導入し、全社のあらゆる事業活動を通じて、地球環境の保全と共生を目指した、持続可能な社会の構築に貢献しようと、改めて更なる活動をすることにいたしました。なお、その際に、「環境保全への行動指針（3頁）」を明確に定めました。
　本基準書は、フォトロンがお取引先の皆様と共同で地球環境に配慮した製品づくりを継続的に行うために、欠くことのできない条件を改めてまとめたものです。内容をご理解いただき引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

お取引先様が製造業者の場合
　お取引先様が、フォトロンに納入する製品・部品・部材・副資材を製造・調達する際に、「部品・部材の製造業者や加工依頼する二次加工先に対して」この基準に準じて環境保全活動に取組むよう指導し、要求事項を満たしていることをご確認ください。

お取引先様が商社の場合
　お取引先様が、フォトロンに納入する製品・部品・部材・副資材の「購入先の製造者に対して」この基準をお伝えいただき、この基準に沿った環境保全活動に取組むようご指導いただきたくお願いします。また、「購入先の製造者から」環境に関する各種情報を収集し、フォトロンへご提供くださいますようお願いします。

2. フォトロンの企業理念と環境方針

《 企業理念（抜粋） 》

ポリシー：顧客満足による信頼の創造
ミッション：お客様の業務効率向上に貢献
ビジョン：画像にこだわる会社

《 環境方針 》

環境基本理念

フォトロンは企業理念に基づき、あらゆる企業活動の実践と製品・サービスの提供を通じて、社会に貢献していきます。
そして、地球環境の保全と共生を目指した事業活動を行うために環境経営システムを構築し、全社一丸となって継続的な改善活動を進めます。

環境保全への行動指針

環境負荷の低減を目指した製品開発・製造・販売を行います。
CO_2の削減、廃棄物の削減、排水量の削減に努めます。
環境に負荷を与える物質については撤廃或いは削減の努力を継続的に行います。
お取引先様と共同でグリーン調達の推進をしていきます。
環境に関する法律、規制、協定など遵守していきます。
グリーン購入を計画的に進めます。
全従業員にこの環境方針を周知徹底します。
環境レポートを公表し、環境コミュニケーションに積極的に取組みます。

《 フォトロングリーン調達基準 》

グリーン調達基準

フォトロンはあらゆる部品・部材・副資材の購入について以下の調達基準を設けます。
- 環境意識の高いお取引先様からの調達
- 環境負荷の小さい製造工程からの調達
- 環境負荷の小さい部品・部材の調達

第二章　フォトロングリーン調達基準書

１．目的

　本基準書は、「地球環境の保全と共生を目指した事業活動を行う」という環境基本理念に基づき、グリーン調達に関する基本的な考え方、お取引先様への要求事項、その運用、対応措置を定めています。フォトロンは本基準書に基づいて、お取引先様と共同で、製品の環境負荷の低減を図ることを目的にしています。

２．適用範囲

２．１　製品への適用範囲

　下記のフォトロンの製品すべてを対象範囲とします（フォトロンの製品とともに市場に出る梱包材・副資材も含みます）。

① フォトロンで設計・製造し、販売する製品
② フォトロンが第三者に設計・製造を委託し、「株式会社フォトロン」の商標を付して販売する製品（他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合も含む）

２．２　部品・部材・副資材への適用範囲

　前項に該当する製品に使用する部品・部材・副資材を対象とします。対象となる部品等は下記のとおりです。

① 半製品（機能ユニット、モジュール、基板assyなどの組立部品など）
② 部品（電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント基板、記録メディア、梱包材料、包装部品など）
③ ねじ、ナットなど
④ アクセサリ（リモコン、マウス、ACアダプタ、機器を使用するための付属品など）
⑤ 製品に使用される副資材（粘着テープ、半田材料、接着材など）
⑥ 取扱説明書
⑦ 製品の配送・保護に用いる包装材（緩衝材、テプラ、シート、ダンボール、テープ、結束バンド、印刷インク、塗料など）
⑧ 販売促進物品

２．３　定義

２．３．１　化学物質管理

① 使用禁止物質（JIG　レベルA）
　JIGで定めているレベルAに指定されている物質。
　本基準書に使用禁止物質として挙げた物質であり、フォトロンが特に指示を出さない限りフォトロン製品に使用する部品・部材・副資材において最大許容値を超えた使用を禁止する物質です。使用禁止物質を意図的に添加したもの又は最大許容値を超えるものは購入

いたしません。
また、納入品の製造工程でのオゾン層破壊物質の使用も禁止しています。

② 使用管理物質(JIG レベルB)
JIGで定めているレベルBに指定されている物質。
環境、健康、安全の面から使用実態を把握し、リサイクルや廃棄時に適正処理すべき物質です。

2.3.2 含有
当該物質が意図的であるか否か問わず、製品を構成する部品・ユニットまたはそれらを構成している原材料に添加、混入、付着することを指しています。製造工程において意図せずに製品に混入、付着する場合も含みます。つまり、最終的に製品に残存している状態を指します。

2.3.3 意図的添加
当該物質が部品・部材・原材料に対して、性能向上や特性変更を目的として使用されることを指します。

2.3.4 意図的添加以外の含有
当該物質が天然素材中に含有されており、精製過程で技術的に除去できない場合、または製造工程において意図せずに混入、付着した場合を指します。

2.3.5 許容値
最大許容濃度(Maximum Concentration)を指します。

2.3.6 閾(しきい)値レベル
一般的にグリーン調達調査において、部品の均質材料に含まれる化学物質の含有／非含有を判定する境界値として運用される最大許容値です。
本基準書での管理物質における閾値レベルとは、製品または部品に含まれる化学物質または材料がこの値を超える(または同一の値になる)と、要求事項にしたがって開示しなければならない限界を示す濃度レベルです。

＜2.3.2 ～2.3.4の考え方は下記の通りです＞

	意図的添加による含有	意図的添加以外の含有	
		技術的に含有を確認出来る場合	技術的に含有を確認出来ない場合
閾値以上	不適合	不適合	適合
閾値未満	適合	適合	適合
閾値が無い場合	不適合	含有している場合は不適合	適合
含有量報告義務	あり	あり	なし

2．3．7　グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）

電子情報技術産業協会（JEITA）に事務局をおく、部品・原材料等に含有する化学物質調査の共通化について協議し、ガイドラインや調査フォーマットをWEB上にて公開している団体です。

2．3．8　Joint　Industry　Guide(JIG)

日本（JGPSSI）・米国（EIA）・欧州（EICTA）の業界3団体が連携して2005年5月に合意した化学物質調査のための、電気・電子機器製品の含有化学物質情報開示に関する共通ガイドラインです。日米欧の工業会が協議して策定した、開示すべき材料および化学物質のリストや開示が必要となる含有量などが明示されています。

3．要求事項

フォトロンはお取引先様に企業の社会的責任として、各国の環境関連法令と国際条約の遵守をお願いしています。その上で、お取引先様の環境管理システムに対する要求事項と、調達品及び工程使用物質の環境影響物質に対する要求事項の遵守をお願いいたします。また、お取引先様の調達先に対してもフォトロンの要求事項をお伝えいただき、その調達先がフォトロンの要求事項を満たしていることをご確認願います。さらに、良好な状態が維持できるように、その調達先に必要な管理・指導・支援等をお願いいたします。

3．1　環境保全体制管理システムの構築

環境保全体制管理システムとは、環境に配慮した事業活動をすることで環境負荷を低減させる仕組みがあり、その仕組みの正しい運営を維持管理する仕組みがあるシステムです。具体的には、第三者認証の環境マネジメントシステム（ISO14001、エコステージ、エコアクション21等）の取得をされていることが望まれますが、お取引様先独自に運営管理するシステムでもかまいません。ただしこの場合は、少なくとも以下の5項目の取組みがなされていることを要求します。

①　環境保全に対する企業理念・方針が策定されている。
②　環境保全を推進する組織があり、環境目標や施策の計画と実施がされている。
③　環境関連法令・規定等が遵守され、定期的に確認されている。
④　従業員に対する教育・啓蒙活動を実施している。
⑤　環境に配慮した製品の購入を推進している。

3．2　環境影響物質への要求事項

3．2．1調達品中の化学物質管理基準

フォトロンへの納入品は以下の化学物質管理基準を遵守していることを要求します。
「表1」、「表2」に使用禁止及び使用管理の対象となる化学物質の一覧を示しています。

①　使用禁止物質

JIG　レベルAの物質群にPFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸）を追加した物質群です。これらを含有している部品、部材、副資材の使用を禁止します。

②　使用管理物質

JIG　レベルBの物質群です。納入品への含有は禁止していませんが、含有量を把握することが求められており、フォトロンよりの含有量調査依頼に対して回答を頂きたい物質群です。JIGにおける閾値は1000ppm に設定されています。

３．２．２　環境負荷情報の提供

納入品に使用されている化学物質の含有量調査、及び製造工程におけるオゾン層破壊物質をはじめとする各種化学物質の使用状況を調査いたします。フォトロンからの調査や問合せに速やかにご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

３．２．３　使用禁止物質不使用保証書等の提出

納入品について製品含有化学物質調査の結果に基づき「使用禁止物質不使用保証書」等の提出をお願いすることがあります。

４．フォトロングリーン調達基準の運用

４．１　フォトロングリーン調達基準合意の確認

お取引先様には、基本的に「取引基本契約書」においてフォトロンのグリーン調達基準への合意をしていただきます。

４．２　環境管理システムの調査、及び確認

お取引先様に対して、環境マネジメントシステムの構築状況と環境保全活動に関して調査・確認をさせていただくことがございます。その節はご協力をお願いいたします。

４．３　調達品及び工程使用の環境影響物質の調査、確認

フォトロンに納入している部品・部材・副資材については、個別に製品含有化学物質調査を行います。調査はグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）推奨のフォーマットを使用しますので同じファイルに必要事項を記載のうえ回答いただくようお願いします。調査の対象物質は　JIG　のレベルA／Bとなります。

また、調査の対象範囲は、部品を接合するための溶接棒や銀ロー、半田、接着剤、テープ、機能を確保するためのグリスや冷媒、外観を確保するための塗料、状態を整えるための（配線や配管の）固定具や表示ラベルなど、製品・ユニット・部品を構成、あるいはそれらに残留する全ての部品・物質となります。従いまして、製品段階（完成品）では残留しないもの、例えば、洗浄剤や研磨剤、エッチング液などは調査の対象外となります。

５．機密保持

お取引先様より提出頂いた各種資料・書類は、それらが当該お取引先様の承認を得ないまま、用途以外に使用されることはありません。

6. その他

・環境負荷物質（使用不可物質および使用管理物質）は　法規制、社会情勢、技術動向の変化等の要因により定期的に見直しを行い、本基準書を改定します。
・環境マネジメントシステムの構築状況と環境保全活動に関する調査、およびお取引先様より購入している部品、部材、副資材の製品含有化学物質の調査の結果に基づき、改善を依頼する場合があります。
・本基準書についてのご質問・お問合せは下記にお願いします。

株式会社フォトロン

品質保証室

Eメール　pqa-photron@photron.co.jp
TEL　03－3518－6276
FAX　03－3518－6279

付属書1（1／2）

表1　使用禁止物質リスト（JIGレベル A 物質群にPFOSを追加したもの）

物質名	適用用途	閾値レベル
カドミウムおよびその化合物	樹脂、顔料、めっき、塗料	5ppm または意図的添加
	上記以外	100ppm または意図的添加
六価クロム加工物	全ての用途	1000ppm または意図的添加
鉛およびその化合物	子供用品及び被覆電線/ｺｰﾄﾞ	300ppm または意図的添加
	適用除外を除く全用途※1	1000ppm または意図的添加

水銀およびその化合物	全ての用途	1000ppm または意図的添加
トリブチルスズ＝オキシド(TBTO)	全ての用途	意図的添加
トリブチルスズ(TBT) トリフェニルスズ(TPT)	全ての用途	意図的添加
PBB類	全ての用途	1000ppm または意図的添加
PBDE類	全ての用途	1000ppm または意図的添加
ポリ塩化ビフェニル類(PCB) ポリ塩化タフェニル類(PCT)	全ての用途	意図的添加
ポリ塩化タフタレン類（C≧3)	全ての用途	意図的添加
短鎖塩化パラフィン類(C10-13)	全ての用途	意図的添加
アスベスト	全ての用途	意図的添加
一部のアミノ酸・顔料(分解により特定アミンが発生する可能性があるもの)※2	全ての用途	意図的添加
オゾン層破壊物質※3	全ての用途	意図的添加
放射性物質	全ての用途	意図的添加
PFOSおよびPFOS類縁化合物	全ての用途	意図的添加

※1. 適用除外項目は、EU・RoHSの定める除外用途
　　但し、低減のお願いをする場合もあります。
※2. 分解により発生してはならないアミンは表1－1参照
※3. モントリオール議定書に規程される物質

付属書1（2／2）

表1－1　アゾ染料・顔料から生成される特定アミン

化学物質名	CAS番号	化学物質名	CAS番号
4-アミノジフェニル	92-67-1	3,3-ジクロロベンジジン	91-94-1
ベンジジン	92-87-5	3,3-ジメトキシベンジジン	119-90-4
4-クロロ－2-メチルアニリン	95-69-2	3,3-ジメチルベンジジン	119-93-7
2-ナフチルアミン	91-59-8	6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3	4,4-オキシジアニリン	101-80-4

5−ニトロ－o－トルイジン	99−55−8	o−トルイジン	95−53−4
p−クロロアニリン	106−47−8	2,4,5−トリメチルアニリン	137−17−7
2,4−ジアミノアニテール	615−05−4	o−アニシジン	90−04−0
4,4'−メチレンジアニリン	101−77−9	4−アミノアゾベンゼン	60−09−3
4,4'−ジアミノ−3,3'−ジメチルジフェニルメタン	838−88−0	4,4'−メチレン−ビス－(2−クロロアニリン)	101−14−4
4−メチル−m−フェニレンジアミン	95−80−7	4,4'−ジアミノジフェニルスルフィド	139−65−1

付属書２（１／１）

表２　使用管理物質リスト（JIGレベルB物質群）

物質名	適用用途	閾値レベル（報告が必要）
アンチモン／アンチモン化合物	全ての用途	１０００ppm
ヒ素／ヒ素化合物	全ての用途	１０００ppm
ベリリウム／ベリリウム化合物	全ての用途	１０００ppm
ビスマス／ビスマス化合物	全ての用途	１０００ppm

臭素系難燃剤（PBB，PBDE類を除く）	全ての用途	1000ppm
ニッケル	全ての用途	1000ppm
セレン／セレン化合物	全ての用途	1000ppm
ポリ塩化ビニル（PVC）	全ての用途	1000ppm
一部のフタル酸エステル類※4	全ての用途	1000ppm

※4　フタル酸の対象は次の3種類です。

- ・フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）(DEHP)　117-81-7
- ・フタル酸ジブチル(DBP)　84-74-2
- ・フタル酸ビス（2-メトキシエチル(DBD)　117-82-8

付属書3（1／3）

表3　国内外の主な規制情報と使用例

1）使用禁止物質

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例
カドミウム／ カドミウム化合物	76/769/EEC, 危険物質の販売・使用および修正：(91/338/EEC,91/157/EEC,93/86/EEC),2002/95/EC(EU/RoHS 指令および修正)、2000/53/EC(EU/ELV 指令)、中国電子	顔料、耐蝕表面処理、電気電子材料、光学材料、安定剤、メッキ材料、樹

	情報製品汚染制御管理弁法、米国ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ州電子廃棄物ﾘｻｲｸﾙ法 SB20-SB50 および AB575 による修正、米国包装材重金属規制(特定州対象)、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-Moss)	脂用顔料、光学ガラス用蛍光材、電極、半田材料、接点、亜鉛メッキ、塩ビ安定剤
六価クロム／六価クロム化合物	2002/95/EC(EU/RoHS 指令および修正）, 2000/53/EC(EU/ELV 指令)、中国電子情報製品汚染制御管理弁法、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50およびAB575により修正、米国包装材重金属規制(特定州対象）、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-Moss)	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理、クロメート処理、塗料密着性向上、防錆
鉛／鉛化合物	76/769/EEC,危険物質の販売･使用および修正:(86/667/EEC.91/157/EEC,93/86/EEC),2000/53/EC,2002/95/EC(EU/RoHS 指令および修正)、中国電子情報製品汚染制御管理弁法、2002 年 7 月 11 日(ﾌﾟﾛﾎﾟｼﾞｼｮﾝ 65 和解協定)、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50 および AB575 により修正、米国包装材重金属規制(特定州対象）、資源の効果的な活用を促進する改正法(J-Moss)	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気半田材料、メカ半田材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき材料、合金成分、樹脂添加剤
水銀／水銀化合物	76/769/EEC,危険物質の販売･使用および修正:(86/677/EEC,91/157/EEC,98/101/EEC）、2002/95/EC(EU/RoHS 指令および修正)、米国コネチカット州一般法第446m 章224-612-625 節水銀の削減と教育について、米国ロードアイランド州一般法第3-24.9章水銀の削減と教育にかんする法律、米国バーモント州一般法第10 編第164 章水銀管理全般について、中国電子情報製品汚染制御管理弁法、米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50 および AB575 により修正、米国包装材重金属規制(特定州対象）、資源の効果的な活用を促進する改正法(J･Moss)	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理

付属書3（2／3）

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例
トリブチルスズ＝オキシド(TBTO)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)(第一種特定化学物質)（日本の法律）	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消化剤
トリブチルスズ(TBT)およびトリフェニールスズ(TPT)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)(第二種特定化学物質)（日本の法律）	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤、塗料、顔料

ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	2002/95/EC(EU/RoHS 指令および修正)、カナダ SOR/2003-99 2003 年特定有害物質禁止規制、中国電子情報製品汚染制御管理弁法、76/769/EEC,危険物質の販売・使用および修正:(83/264/EEC)、資源の効果的な活用を促進する改正法(J・Moss)	難燃剤
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	2002/95/EC(EU/RoHS指令および修正)、中国電子情報製品汚染制御管理弁法、76/769/EEC,危険物質の販売・使用および修正:(ペンタBDE、オクタBDEについて 2003/11/EEC)、米国法(ペンタ BDE、オクタ BDE についてハワイ州、メイン州)、資源の効果的な活用を促進する改正法(J・Moss)	難燃剤
ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)およびポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)(第一種特定化学物質)(日本の法律)、76/769/EEC、危険物質の販売・使用および修正	絶縁油、潤滑油、電気絶縁触体、溶剤、電解液、難燃剤、電線やケーブルの被覆材、誘電シール剤
ポリ塩化ナフタレン(素原子数が3以上)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)(第一種特定化学物質)(日本の法律)	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性、耐塩性、耐水性)、電気絶縁触体、難燃剤
短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)	健康および環境に有害な化学およびその他の製品の使用制限に関するノルウエーの規制(製品規制-2006 年 11 月に更新)EU 販売・使用指令(76/769/EEC+2002/45/EC)	塩ビ可塑剤、難燃剤
アスベスト類	76/769/EEC,危険物質の販売・使用および修正:(83/478/EEC;85/610/EEC;87/217/EEC;91/659/EEC;99/77/EEC)、米国有害物質規制法(新用途の制限)、スイス化学製品のリスク低減に関する条例(ORRChim)	ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ・ﾊﾟｯﾄﾞ、絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁体、充填ﾌｨﾗｰ、顔料・塗料,ﾀﾙｸ、断熱材
アゾ染料・顔料(特定アミンを生成する)	76/769/EEC,危険物質の販売・使用および修正:(2002/61/EC:2003/03/EC)	顔料、染料、着色剤
オゾン層破壊物質	日本の特定物質の規制等によるｵｿﾞﾝ層の保護に関する法律、ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書、米国大気浄化法第 611 条の 1990 年改定版、オゾン層破壊物質に関する EC 規制第 2037/2000	冷媒、発泡剤、消化剤、

付属書3(3／3)

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例
放射性物質	米国原子力規制委員会規則 10CFR ﾊﾟｰﾄ 20、1986 年核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律(日本の法律)	光学特性(トリウム)、測定機器、メーター、検出器
PFOSおよびPFOS類縁化合物	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)	洗浄剤、絶縁油、粉体塗料、顔料、樹脂、グリス、離型剤、接着剤

2）使用管理物質

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例
アンチモン／ アンチモン化合物	不適用、JIGレベルBの物質	顔料、塗料、触媒、鉛フリー半田材料、安定剤、n型ドーパンド、難燃剤、重合触媒
ヒ素／ヒ素化合物	不適用、JIGレベルBの物質	顔料、塗料、染料、ガラスの消泡剤、Ⅲ－Ⅴ族半導体基板、難燃剤
ベリリウム／ ベリリウム化合物	不適用、JIGレベルBの物質	セラミック原料、合金、ベリリウム銅合金、触媒、時効硬化特性合金材料、バネ用合金材
ビスマス／ ビスマス化合物	不適用、JIGレベルBの物質	鉛フリー半田材料、半田材料
臭素系難燃剤(PBB類、PBDE 類を除く)	不適用、JIGレベルBの物質	難燃剤、パッケージ成形封止、PVC の可塑剤
ニッケル	76/69/EEC、危険物質の販売・使用および修正(94/27/EC)	ステンレス、表面処理材、メッキ（長時間皮膚に触れる用途例：イヤホーンン）
ポリ塩化ビニル (PVC)	不適用、JIGレベルBの物質	絶縁体、耐化学性透明被覆材
セレン／ セレン化合物	不適用、JIGレベルBの物質	感光体、顔料、インク、触媒、酸化剤、半導体材料、受光素子、光電セル
フタル酸エステル類	不適用、JIGレベルBの物質	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤」

付属書4

年　　月　　日

株式会社フォトロン　　御中

RoHS指令特定物質に関する非含有保証書

会社名　:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取引先コード　:

住所　　　:

部署及び役職　　　:

氏名　　:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　　:　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号　　:

e－mail　　　:

当社が納品する本紙に記載するすべての部品･部材について、貴社グリーン調達基準書で禁止する下記の化学物質の含有が無いことを証明します。

尚、貴社がこの件により損害を被った場合は、誠意を持って対応します。

カドミウム及びその化合物	**水銀及びその化合物**
六価クロム化合物	**ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）**
鉛及び化合物	**ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）**

（対象部品・部材：シリーズ名での記入も可能です。この場合のシリーズ内のすべての原材料、部品を調査していただくことが必要です。）

フォトロン部品番号	部品名称	部品仕様	メーカー名

注　　部品点数多数の場合には別紙添付にてお願いします。

以上